

自動販売機設置事業者募集要項

市川市管財部管財課が行う自動販売機設置事業者（以下「設置事業者」という。）の募集に参加される方は、次の事項をご承知の上、お申込ください。

1. 貸付物件一覧

物件 番号	施設名 所在地（地番）	設置場所	台数	年間最低貸付料 （消費税及び地方消 費税抜き）
1	市川市役所 第1庁舎 市川市八幡 1-542-2	6階	1台	16,947円

※ 設置場所等詳細は、別途物件説明書を参照のこと。

※ 年間最低貸付料は消費税及び地方消費税抜きの金額。

2. 貸付期間

令和6年1月4日から令和10年10月31日まで

※自動販売機の搬入、設置については施設管理者と協議すること。

3. 設置者費用負担

(1) 貸付料

貸付料は、落札価格（年額）とする。貸付料の納付については、別途発行する納入通知書により年度ごとに納入期限までに納める。既に納入した貸付料は返還しない。なお、年度途中の契約期間は日割り計算をする。

(2) 光熱水費等

自動販売機の光熱水費等については、すべて設置者の負担となる。各設置事業者において、適正な規格品である計量機器（メーター、計量法（平成4年法律第51号）に基づく検定証印又は基準適合証印（以下「検定証印等」。）が付され、検定証印等の有効期間が経過していないものに限る。）を設置し、それによる実費を納入期限までに納めること。なお、納付方法については施設管理者と別途協議すること。

(3) 設置費等

自動販売機、メーターの設置及び撤去に係る費用については、すべて設置者の負担となる。電源工事等が必要な物件に関しては、その工事費も設置者の負担とする。

また、設置の際に他の事業者と協議が必要な場合は適宜行うこと。

(4) 延滞金

貸付料を納入通知書に記載されている納入期限までに支払わないときは、その翌日から納入の日までの期間について、市川市税外収入に対する延滞金徴収条例の例により算出した額を加算して支払わなければならない。

4. 自動販売機の設置条件等について

(1) 自動販売機の設置・機能について

- ① 本体規格については、各物件説明書に記載した大きさ以内のものとし、できる限りユニバーサルデザインの機種とすること。
- ② デザイン及び外観色は施設景観に配慮した色にし、社名を入れないこと。
- ③ 「学習省エネ」「ピークカット」「真空断熱材やヒートポンプ採用」など、消費電力量の低減に資する技術等を導入したノンフロン対応機であること。
- ④ タイマーによる電気調節等、閉庁日及び開庁日の勤務時間外については、自動販売機の照明を消灯することができる機種であること。
- ⑤ キャッシュレス決済として、スマートフォン決済と非接触型 I C カードの対応ができること。非接触型 I C カードは最低でも交通系、流通系の電子マネーの使用が可能とすること。
- ⑥ 自動販売機を据付ける場合は「自動販売機の据付基準」(J I S 規格) 等を遵守し、転倒防止措置を講ずること。
- ⑦ 自動販売機窃盗被害の発生防止のため、「自販機堅牢化基準」(日本自動販売機工業会作成) による防犯対策等を実施し、犯罪の防止に努めること。

(2) 維持管理について

- ① 商品補充、金銭管理など自動販売機の維持管理については、設置事業者が行い、その時間・経路については、各施設の指示に従い行うこと。
- ② 常に商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- ③ 自動販売機に併設して、原則として自動販売機 1 台に 1 個以上回収ボックスを設置するとともに、設置事業者の責任で適切に回収・処分すること。その際、他事業者の販売する商品の容器が混じっていても、そのまま回収すること。
- ④ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに徹底を図ること。
- ⑤ 自動販売機の故障、問合せ並びに苦情については連絡先を明記し、設置事業者の責任において対応すること。また、各社各自動販売機に貼付される連絡先の他に、A 5 横サイズの、トラブル発生時の連絡先・当該自動販売機の位置・管理番号を記載したラベルを貼付すること。利用者からのクレームについては迅速かつ丁寧に対応すること。
- ⑥ 自動販売機設置事業者の営業時間外でトラブルが発生した際に備えて、各社 1 箇所以上の緊急連絡先を提出すること。
- ⑦ 設置した自動販売機に「この自動販売機の設置に伴う貸付料は、市川市の財政に寄与しています」と記載したラベルを貼付すること。

5. 販売商品について

- (1) 物件説明書に記載の飲料とし、酒類及び酒類似品の販売は行わないこと。
- (2) 物件説明書に記載の価格とすること。また、販売商品について「商品名、メーカー名、メーカー希望小売価格、販売価格」がわかるものを提出すること。

6. 報告事項

設置事業者は、自動販売機の売上額及び本数について、月ごとに集計を行い、四半期ごとに市に報告すること。

7. 貸付場所の返還

契約期間の満了等により自動販売機を撤去する場合は、原状に回復して施設管理者の確認を受けなければならない。

8. 自動販売機設置に伴う事故

自動販売機設置に伴う事故については、市川市の責に帰する事由による場合を除き、設置者がその責を負う。

9. 商品等の盗難及び破損

- (1) 商品等の盗難及び破損については、市川市の責に帰することが明らかな場合を除き、市川市はその責を負わない。
- (2) 設置者は商品及び自動販売機が汚損又はき損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

10. 禁止事項

- (1) 貸付物件を指定用途以外の用途で使用することはできない。
- (2) 貸付物件を第三者に転貸し、又はそれに類似する行為をすることはできない。
- (3) 本件賃借権を第三者に譲渡し、又は他の権利を設定することはできない。

11. 貸付の解除

- (1) 貸付物件を、公用若しくは公共用に供するため必要とするとき、又は貸付契約に定める義務を履行しないと認めるときは、貸付契約の解除をすることがある。
- (2) 設置事業者の都合により契約を解除する場合はすべての物件を対象とし、一部の物件の解約はできないこととする。
- (3) 落札者が契約をしないとき、又は契約締結後に途中で契約を解約したときは、その事実があった日から1年間において、自動販売機設置事業者の募集に関する入札に参加できなくなる。

12. 災害時の対応

大規模災害時に市川市が飲料の提供を必要と判断した場合には、自動販売機内の商品を無料で提供すること。対応方法は施設管理者と協議すること。

13. その他

この募集要項に書かれていない事項については市と協議すること。

問い合わせ先

市川市 管財部 管財課 管財担当

電話 047-712-8657 (直通)

■応募から契約等までの流れ

応募要件等の確認
公告文の参加資格を確認



質疑受付
令和5年10月24日（火）午前9時～令和5年11月17日（金）午後3時まで
回答は令和5年11月22日（水）午後3時までに、参加資格者証の交付を受けた者全員に対し
電子メールで行う。



参加申請
令和5年10月24日（火）午前9時～令和5年11月17日（金）午後3時まで
公告文の申請時必要書類を確認し提出



参加決定通知
令和5年11月22日（水）午後3時まで
市から一般競争入札参加資格者証、質疑及び回答を電子メールで送付



入札
令和5年11月28日（火）午前10時00分～
市川市役所第1庁舎 5階 第2委員会室
提出された入札書により一番高い貸付料（年額・税抜）を提示した事業者を決定する。



設置協議
設置する自動販売機等について協議。必要書類を提出



契約締結



賃料の支払い（納入通知書に記載されている納入期限までに貸付料納付）

■提出書類一覧

○内容に関する質問

	提出書類	法人	個人	備考
1	質疑書（指定様式）	○	○	

○参加登録申込提出時

	提出書類	法人	個人	備考
1	一般競争入札参加申請書（指定様式）	○	○	
2	誓約書（指定様式）	○	○	
3	自販機設置の実績を証する書類の写し	○	○	
4	履歴事項全部証明書	○		市川市入札参加業者適格者名簿に登録されている場合は不要
5	身分証明書		○	市川市入札参加業者適格者名簿に登録されている場合は不要
6	印鑑証明書	○	○	市川市入札参加業者適格者名簿に登録されている場合は不要
7	使用印鑑届兼委任状（指定様式）	○	○	市川市入札参加業者適格者名簿に登録されている場合は不要。
8	納税証明書（市税・国税）	○	○	市川市入札参加業者適格者名簿に登録されている場合は不要 市税の納税証明書は市川市内に事業所又は住所がある場合は必要

※各証明書については、いずれも発行後3ヶ月以内のものを提出すること。

○入札書提出時

	提出書類	法人	個人	備考
1	一般競争入札参加資格者証	○	○	市川市から送付されたものを提示
2	入札書（指定様式）	○	○	物件番号ごとに封書(長型3号) 封筒に入札者名と物件番号を記載
3	委任状（指定様式）	○	○	代理人が入札を行う場合は必要

○設置決定時

	提出書類	法人	個人	備考
1	行政財産貸付申請書（指定様式）	○	○	
2	契約書等連絡先・故障時対応者届（指定様式）	○	○	
3	設置する自動販売機・回収容器のカタログ、販売価格等がわかるもの	○	○	機能等がわかるもの